

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年11月6日（令和7年（行個）諮問第292号）

答申日：令和8年8月3日（令和8年度（行個）答申第118号）

事件名：本人の療養補償給付請求に対する不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書番号1ないし文書番号6の各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月4日付け京労発基0604第8号により京都労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 背景の説明

京都労働局特定課の復命書は、多くが黒塗りであり、情報の透明性に欠けています。個人特定の懸念を理由に公開範囲が制限されていますが、これにより十分な反論の根拠が得られず、労災審査請求に不利な状況が生じています。

イ 情報不足の影響

現在行っている労災審査請求において、反論材料として使用すべき重要情報が提供されていないため、正当な審査が妨げられる可能性があります。

ウ 具体的な問題点

当初行った労災保険法による療養の給付は不支給決定となりました。その際に行われた特定労働基準監督署の調査等には、法人及び関係者による、組織だった虚偽報告の可能性がぬぐえません。（なぜ虚

偽報告をするかは以下に記載します。)

さらに今回の療養給付における労災請求（特定疾患・心理的負荷の判定に影響する。）法人や上司による障害者虐待とその隠蔽、不正請求の疑惑（これも隠蔽）が含まれており、これらを検証し証拠を提出するためには、十分な裏付けが必要です。

エ 結論

以上のことから、京都労働局特定課の情報公開（部分開示）には、誤りがあると主張します。

オ 上記を踏まえた上で、この度の審査請求内容は以下となります。

- （ア）原情報公開を再審査し、黒塗り部分について部分的開示を検討し、審査請求人がより反論できるだけの情報を頂きたい。
- （イ）障害福祉サービス不正請求（現在は疑惑止まり）、障害者虐待の疑惑に関連する特定市への調査を行ったかなど、範囲を明確にして開示して頂きたい。
- （ウ）審査請求人が特定疾患発症当時受けもっていた現場（２か所）での、関係者への聞き取りや関連証言があれば、可能な範囲で調査及び裏付け内容を開示して頂きたい。

（２）意見書

情報公開請求に関する原処分は間違いである。

理由：審査請求理由書

ア 審査請求の趣旨

原処分庁（京都労働局及び特定労働基準監督署長）が令和７年特定月日付けで行った行政文書一部開示決定（以下、第２において「本処分」という。）のうち、不開示とした部分の決定を取り消し、速やかな開示を求める。

（ア）開示決定等の日付、記号番号

令和７年６月４日、京労基発０６０４第８号

（イ）開示決定をした者：京都労働局長

（ウ）開示決定等の種類：一部開示決定

（エ）審査請求日：令和７年８月８日付け（同月１２日受付）

（オ）審査請求の趣旨：原処分の取り消しを求める

イ 審査請求の理由

（ア）不開示範囲の過大性及び裁量権の逸脱について

本処分により開示された「復命書」等の資料は、審査請求人（以下、第２において「当方」という。）が提出した資料を除き、その大部分が黒塗り（マスキング）処理されている。特筆すべきは、文書の標題（タイトル）すら数十ページにわたり不開示とされている点である。行政文書公開法において、不開示条項は限定的に解釈さ

れるべきであり、文書の性質を示す標題まで一律に隠蔽することは、公開法の趣旨を逸脱した過大な制限であり、原処分庁の裁量権の濫用と言わざるを得ない。

(イ) 「部分公開」の形骸化と理由提示義務の不備

受領した資料の中には、文章の途中で記述が途絶え、事案の核心（事実関係の認定、判断の根拠等）となる部分がことごとく黒塗りされている箇所が散見される。このような開示状況では、当該文書がどのような事実に基づき、どのような論理構成で結論に至ったのかを把握することは不可能である。これは、実質的に「存否応答拒否」に近い状態であり、法が求める「部分公開」の義務を果たしているとは言い難い。また、これほど広範囲にわたる不開示に対し、納得し得る具体的な理由も提示されていない。

(ウ) 適正手続の確保および防御権の侵害について

当方は現在、労災保険法に基づく審査請求の手続き中であり、本開示請求はその反論（防御権の行使）のために不可欠なものである。原処分庁による過度な黒塗りにより、関係者の主張内容や認定の基礎となった事実が不明なままでは、当方は適切な反論を行う機会を奪われることになる。これは、行政不服審査制度及び将来的な行政事件訴訟法における「武器対等の原則」を著しく損なうものであり、憲法が保障する適正手続の観点からも容認できない。

(エ) 開示範囲の柔軟な検討の要請

当方は、個人のプライバシー保護（個人名の秘匿等）を否定するものではない。しかし、認定の根拠となった「発言の趣旨」「調査の経過」「判断の基準」などは、公務員が職務上作成した公文書の核心であり、これらを隠蔽することは行政の透明性を著しく阻害する。したがって、個人識別情報を除いた上で、事案の核心部分については最大限開示されるべきである。

ウ 結び

以上のとおり、本処分は行政文書公開法の解釈を誤り、当方の反論の機会を不当に制約するものである。審査会においては、原処分庁に対し、当該文書のインカメラ審理（審査会による原本確認）を含めた厳正な審査を行い、妥当な開示範囲への是正を答申されるよう強く求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年4月7日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）

に係る開示請求をした。

- (2) これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年8月8日付け（同月12日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 対象保有個人情報の特定について

(略)

- (2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、文書番号4の③、文書番号5の①及び文書番号6の④の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等に関する内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の④及び文書番号6の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

- (ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①及び文書番号6の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、役職等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ該当性

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、文書番号4の②及び文書番号6の②の不開示部分は、特定法人の組

織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 2 の⑤、文書番号 3 の①及び文書番号 6 の⑥の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 2 の③、文書番号 4 の④及び文書番号 6 の⑤の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当する。

ウ 法 7 8 条 1 項 7 号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 2 の②、文書番号 4 の③、文書番号 5 の①及び文書番号 6 の④の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取等した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ア）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、審査請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、審査請求人以外の第三者が把握・認識している事実関係について申述等することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 2 の④及び文書番号 6 の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書

の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

（ウ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の③、文書番号４の④及び文書番号６の⑤の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（ウ）で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

エ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の⑥、文書番号４の⑤、文書番号５の②及び文書番号６の⑦は、法７８条１項各号のいずれにも該当しないから、新たに開示するのが妥当である。

オ 小括

上記ア～エのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、上記エの情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持するこ

とが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和7年11月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月17日 | 審議 |
| ④ | 同年12月18日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 令和8年7月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、その一部（上記第3の3（2）エ）を開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番2及び通番11の4欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取して作成した電話聴取書の記載及びそれらを引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書並びに添付資料一覧の記載である。

当該部分のうち電話聴取書の相手先の記載は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

当該相手先は国家公務員であり、当該相手先の記載のうちその職に係る部分については、職務の遂行に係る情報であることから、法78条1項2号ただし書ハに該当する。また、当該相手先の記載のうちその氏名については、職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがない限り、公にするものとされているところ、当該氏名を開示しても特段の支障があるとは認められないことから、同号ただ

し書イに該当する。

そして、当該部分のうち電話聴取書の聴取事項及び聴取内容は、その職務遂行の内容に係る部分であることから、法７８条１項２号ただし書ハに該当する。

加えて、当該部分は、本件労災請求事案における審査請求人の申立ての内容を踏まえれば、特定労働基準監督署の調査官が関係する国の行政機関に対して当然に行うと考えられる照会が行われたという事実関係が記載されたものにすぎず、これを審査請求人に開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番３、通番１０及び通番１６の４欄に掲げる部分

当該部分は、事業場提出資料の一部及びそれらを引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書並びに地方労災医員意見書の記載であり、原処分で開示されている情報（文書番号３の文書の９５頁、１２２頁等）から審査請求人が推認できる内容又は特定法人の労働者である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番５及び通番６の４欄に掲げる部分

当該部分は、療養給付たる療養の給付請求書（以下「請求書」という。）の事業主の証明欄に押印された特定法人の印影である。請求書は、療養の給付を受けようとする者が、事業主から証明を受けて、医療機関を経由して監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則１２条）。

このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当せず、開示すべきである。

エ 通番 7 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人の時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者の過半数で組織する労働組合を代表する者又は労働者の過半数を代表する者の役職及び氏名であり、法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

時間外労働・休日労働に関する協定（以下「3 6 協定」という。）については、労働基準法 1 0 6 条 1 項により、事業場の労働者に対する周知義務があり、また、3 6 協定は、審査請求人が当該事業場の労働者である期間に係るものであるから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法 7 8 条 1 項 2 号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番 8 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人の時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者数である。

当該部分は、上記エと同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められ、このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当せず、開示すべきである。

カ 通番 9 の 4 欄に掲げる部分

通番 9（文書番号 4 の文書の 3 頁に限る。）は、事業場提出資料の一部である使用者報告書の記載であり、当該法人の作成者氏名を含むことから、全体として法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法 7 9 条 2 項による部分開示について検討すると、当該部分の 4 欄に掲げる部分は、当該法人の作成者氏名を除いた部分であり、作成者の電話番号が記載されているにすぎず、当該部分のみを開示しても、当該法人の担当者を特定することはできず、その権利利益を害するおそれがないと認められるから、法 7 8 条 1 項 2 号の情報に含まれないものとみなすことができる。なお、電話番号は、当該法人のウェブサイトに掲載されている。

また、このような情報を開示しても、労働基準監督機関における労

災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番 13 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、特定医療機関から特定労働基準監督署長宛ての資料送付状に記載された特定医療機関の登録番号である。

登録番号は、適格請求書発行事業者になるための登録申請を行い、その申請を認められた事業者に発行される番号である。登録番号は「T + 13 桁の番号」で構成されており、番号は法人の場合は法人番号であり、法人番号は国税庁の「法人番号公表サイト」で公表されている。

このような情報を開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 78 条 1 項 2 号該当性について

(ア) 通番 2（文書番号 2 の文書の 47 頁に限る。）の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定法人の労働者等の職氏名及び被聴取者であるか否かを示す記号の有無である。

当該部分は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、法 79 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、特定法人の労働者等の職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である、被聴取者であるか否かを示す記号の有無は、これを開示すると、当該記号の位置関係から、被聴取者が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、同項 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 7、通番 9（文書番号 4 の文書の 3 頁に限る。）及び通番 12 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、（i）特定労働基準監督署から特定法人宛ての資料

提出依頼文書等に記載された特定法人の担当者の役職等、（ii）事業場提出資料の一部である使用者報告書に記載された特定法人の作成者氏名、（iii）事業場提出資料の一部である特定法人の組織図に記載された特定法人の労働者の役職及び氏名、（iv）主治医意見書に記載された主治医の署名及び特定労働基準監督署宛ての送付状に記載された特定医療機関の担当者の氏名、（v）特定労働基準監督署の求めに応じて特定健康保険協会から提出された資料送付状に記載された担当者の所属及び氏名であり、当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地もない。

なお、個人の署名については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、通番９（文書番号４の文書の３頁に限る。）については、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項３号イ該当性について

（ア）通番１及び通番８の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、（i）調査復命書、事業場提出資料の一部である使用者報告書及び特定法人の組織図に記載された特定法人の労働者数、（ii）特定法人に関する労働保険の適用情報検索帳票の適用情報の詳細であり、これらは特定法人の経営資源の規模等を示す当該法人の内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番１３の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）

当該部分は、（i）特定医療機関から特定労働基準監督署長宛ての資料送付状に記載された当該医療機関のＦＡＸ番号、（ii）特定労働基準監督署の求めに応じて特定健康保険協会から提出された資料送付状に記載された当該協会の電話番号であり、これらは一般に公にしていない当該機関等の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該機関等の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 17 の不開示維持部分

当該部分は、特定労働基準監督署の求めに応じて特定健康保険協会から提出された資料送付状等に押印された当該協会の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 78 条 1 項 7 号柱書き該当性について

通番 2（文書番号 2 の文書の 47 頁を除く。以下同じ。）、通番 4、通番 9（文書番号 4 の文書の 3 頁を除く。以下同じ。）、通番 10、通番 11、通番 14 及び通番 15 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）のうち、（i）通番 9 及び通番 10 の不開示維持部分は事業場提出資料の一部である使用者報告書に記載された特定法人の回答及び添付資料であり、（ii）通番 11 の不開示維持部分は特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取して作成した聴取書及び保険給付調査復命書等の記載であり、（iii）通番 14 の不開示維持部分は特定医療機関の主治医意見書の記載であり、（iv）通番 2 及び通番 15 の不開示維持部分は、上記聴取書及び保険給付調査復命書等を引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書及びその添付資料一覧並びに地方労災医員意見書の記載であり、（v）通番 4 の不開示維持部分は、上記主治医意見書を引用した調査復命書の記載である。

当該部分は、これを開示すると、（i）労災給付請求者等からの批判等を恐れ、医師若しくは被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側若しくは事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避する、又は（ii）当該法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、それぞれの通番の 2 欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）につい

て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、京都労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について京都労働者災害補償保険審査官から審査請求人に対して署長意見書の写しの送付がされ、その後、京都労働者災害補償保険審査官による決定がされ、審査請求人に対しては既に当該決定書が送付されているとのことであつた。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書等の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

特定労働基準監督署長が、令和7年特定月日付けで行った私、審査請求人の不支給決定に関する関係書類一式（添付資料を含む。）。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書番号1 決定通知等

文書番号2 調査復命書等

文書番号3 請求人提出資料

文書番号4 事業場提出資料

文書番号5 聴取書等

文書番号6 意見書等

別表

1 文書番号及び文書名	2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法 7 8 条 1 項 該当号		
2 調査復命書等	① 1 頁、5 4 頁 不開示部分	3 号イ	1	—
	② ・ 2 頁ないし 4 頁、6 頁ないし 9 頁、1 1 頁、1 4 頁ないし 3 9 頁、4 3 頁ないし 4 5 頁 聴取内容引用部分（⑥部分を除く。） ・ 4 7 頁、5 7 頁 不開示部分	2 号、7 号 柱書き	2	・ 2 頁 「総合判断」（理由）欄 1 9 行目 3 文字目ないし 1 5 文字目 ・ 6 頁 「具体的な出来事」欄 1 7 行目 3 文字目ないし 1 5 文字目、2 4 行目 2 2 文字目ないし 3 4 文字目 ・ 1 5 頁 2 0 行目 ・ 1 6 頁 「認定事実」欄 1 0 行目 3 文字目ないし 1 5 文字目 ・ 5 7 頁 資料 No. 1 6 の資料名
	③ 3 頁、7 頁、2 8 頁、4 4 頁 事業場提出資料引用箇所（⑥部分を除く。）	3 号イ、7 号 柱書き	3	全て
	④ 4 1 頁 不開示部分（⑥部分を除く。）	2 号、7 号 柱書き	4	—
	⑤ 5 1 頁 法人の印影	3 号イ	5	全て
	⑥ ・ 2 頁ないし 4 頁、6 頁ないし 9 頁、4 3 頁、4 4 頁 一部文言	諮問庁が新たに開示	—	—

		・ 8 頁、3 4 頁、3 5 頁 ポツ印 ・ 1 1 頁、1 4 頁、1 5 頁、1 7 頁、1 9 頁、2 0 頁、2 2 頁ないし 2 8 頁、3 2 頁ないし 3 4 頁、3 6 頁、3 8 頁 引 用元記載部分のうち一部 文言 ・ 2 0 頁、2 5 頁、2 8 頁、3 9 頁 「認定事 実」欄の一部文言 ・ 4 1 頁 項目 4 の不開 示部分			
3	請求人提出資料	① 1 頁、3 1 頁 法人の 印影	3 号イ	6	全て
4	事業場提出資料	① ・ 1 頁、2 頁 不開示 部分 ・ 1 9 頁、5 2 頁 氏 名、役職	2 号	7	5 2 頁 氏 名、役職
		② ・ 3 頁 「(2) 労働 者数」欄の不開示部分 ・ 1 9 頁、5 2 頁 労働 者数	3 号イ	8	5 2 頁 労働 者数全て
		③ ・ 3 頁 作成者氏名、 連絡先 ・ 5 頁ないし 7 頁、9 頁、1 0 頁 不開示部分	2 号、 7 号柱 書き	9	3 頁 連絡先 全て
		④ 5 4 頁、5 6 頁ないし 8 2 頁 不開示部分	3 号 イ、7 号柱書 き	1 0	・ 6 2 頁ない し 8 2 頁
		⑤ ・ 3 頁 事業主氏名 ・ 1 9 頁 不開示部分の うち氏名、役職、労働者 数記載部分を除く部分 ・ 5 2 頁 法人番号、 「職名」・「氏名」の文 字	諮問庁 が新た に開示	—	—
5	聴取書等	① 1 2 頁ないし 3 6 頁、 3 8 頁ないし 4 5 頁 不 開示部分 (② 部分を除 く。)	2 号、 7 号柱 書き	1 1	2 7 頁 「相 手先」欄全 て、「聴取事 項」欄全て、 「聴取内容」

					欄 1 行目ない し 2 行目 1 8 文字目、6 行 目 2 3 文字目 ないし 7 行目
		② ・ 1 2 頁、2 0 頁 「 年 」 ・ 「 月 」 ・ 「 (歳) 」 の文字 ・ 2 7 頁ないし 3 0 頁、 3 2 頁ないし 3 6 頁、3 8 頁ないし 4 0 頁、4 2 頁ないし 4 5 頁 「 調 査 対 象 者 」 ・ 「 調 査 場 所 」 の文字、ポツ印、項番	諮 問 庁 が 新 た に 開 示	—	—
6	意見書等	① ・ 3 頁、5 頁 氏名、 署名 ・ 3 0 頁 所属、氏名	2 号	1 2	—
		② ・ 3 頁 F A X 番号、 登録番号 ・ 3 0 頁 電話番号	3 号イ	1 3	3 頁 登録番 号全て
		③ 4 頁 不開示部分 (⑦ 部分を除く。)	2 号、 7 号 柱 書き	1 4	—
		④ 2 4 頁ないし 2 6 頁 聴取内容引用部分	2 号、 7 号 柱 書き	1 5	—
		⑤ 2 5 頁 事業場提出資 料引用箇所	3 号 イ、7 号 柱 書 き	1 6	全て
		⑥ 3 0 頁ないし 3 2 頁 法人の印影	3 号イ	1 7	—
		⑦ ・ 3 頁 「 F A X 」 ・ 「 登録番号 」 の文字、所 属 ・ 4 頁 項目 4 の不開示 部分 ・ 2 4 頁、2 5 頁 一部 文言 ・ 3 0 頁 「 担当 : 」 ・ 「 電話番号 : 」 の文字	諮 問 庁 が 新 た に 開 示	—	—

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 2 欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。
- 3 原処分で全部開示された「文書番号 1 決定通知等」は含まない。